

財団法人 日本産業デザイン振興会 設立趣意書

わが国の商品は、関係各界のたゆまない努力により、技術面において近年著しい進歩を遂げ、品質と価格において十分な国際競争力を備え、生産と輸出の好調を支えてきました。しかしながら、現在のわが国をめぐる内外の環境は極めて厳しいものがあります。すなわちわが国の内外の市場において、先進諸国は、資本自由化を契機に、その豊富な資本と強力なデザイン開発力をもつて、さらに進出を強めようとし、また、発展途上諸国は、豊富低廉な労働力と近く供与される特恵関税を武器に一層わが国商品を追上げようとしています。

このような厳しい国際競争場裡において、わが国の商品は、先進国に対しては従来以上の競争力を保有し、発展途上国に対しては常により進んでいなければなりません。このためには、わが国商品の一層の高級化、多様化が最も必要とされております。

わが国商品の高級化、多様化を図るためには、品質とデザインがすぐれていなければなりません。現状においてはとくにデザイン面において、欧米諸国に比して一般的に立遅れているといわれています。従つて、このためには産業デザインの向上対策こそが現下の急務であります。

しかるに、わが国の産業デザイン体制の現状は、一部においては世界水準に達しているものもありますが、産業デザインの重要性が認識されたのが、近々十数年にすぎないという事情もあり、企業体制、デザイン開発体制などに数多く弱点を有しているのみならず、競争の熾烈化に伴い、デザイナーの確保難、諸外国の日本デザイン盗用件数の増加など、企業、業種の単位をこえて対処すべき問題が少なくない状況であります。また、各種振興事業に対する政府の助成等も、いまだ極めて不十分な状況にあり、これらの助成等の中的な拡大、振興事業の強化をはかるための支援体制の確立が強く要請されております。しかも、これら諸問題について最も関係の深かるべき産業デザイン関係各界間における相互コミュニケーション、協力体制は必ずしも十分でなく、早急に強化すべき必要に迫られております。

財団法人日本産業デザイン振興会は、このような産業デザイン体制の現状と対策の緊要性にかんがみ、産業デザイン振興機関、産業界、デザイン界その他各界の総力を結集した総合組織として、以上のような国際的見地、全国的見地から関係各界の共通課題として対処することをおよぼす事業を推進し、産業デザインの向上を図り、産業の健全な発展、輸出の振興、国民生活の文化的向上を図ろうとするものであります。

以上の趣旨にもとずいて、本会は、次の事業を行なおうとするものであります。

- 一、政府、地方公共団体、産業界、デザイン界から消費者にわたる関係各界間の連けいを常時密接にし、相互協力関係を深めるための事業を行ないます。
- 二、産業デザイン各界の産業デザイン戦略の確立、展開に資するための指針の提供、産業デザイン基盤の改善策の推進等の事業を行ないます。
- 三、消費者等に対し、デザインに関する全国的啓蒙事業を展開し、国民生活の文化的向上、産業デザイン水準の向上を図ります。
- 四、優秀デザイン製品の海外への宣伝、国際会議等の国際的事業、諸外国の日本デザイン盗用問題の打開等の国際的活動を行ないます。
- 五、産業デザイン政策、助成等に関して、政府その他に対し、強力な建議、推進等の活動を行ないます。

なお、既存デザイン振興団体の関連事業に関しては、緊密な連けいの下にそれらをさらに強化するための支援活動を積極的に推進します。

昭和四十四年二月

財団法人 日本産業デザイン振興会設立世話人

設立世話人代表	足立正	日本商工会議所会頭
設立世話人代表	稲垣平太郎	日本貿易会会長
設立世話人代表	植村甲午郎	経済団体連合会会長
設立世話人代表	駒村資正	日本貿易振興会理事長
設立世話人代表	司忠	デザイン奨励審議会会長
設立世話人	井上清太郎	日本輸出雑貨センター理事長
設立世話人	倉田主税	日本機械工業連合会会長
設立世話人	剣持勇	剣持勇デザイン研究所長
設立世話人	小池岩太郎	東京芸術大学美術学部教授
設立世話人	佐々木秀一	日本軽工業品団体連合会会長
設立世話人	谷口豊三郎	日本繊維意匠センター理事長
設立世話人	永井精一郎	日本陶磁器意匠センター理事長
設立世話人	弘中協	日本機械デザインセンター理事長
設立世話人	福井慶三	中小企業振興事業団理事長

事業概要

一、デザイン振興のための奨励助成方策の推進に関する事業

デザイン振興のための奨励助成は、極めて貧困な状況にあるので、これがための方策の検討、推進を行なう。

(例)

- (1) デザインの開発投資を容易にするための税法等の特別措置を検討し、推進する。
- (2) デザイン振興事業または振興団体の活動を拡大、強化するための助成方法を検討し、推進する。(例えば、デザイン振興基金の設置)
- (3) 日本貿易振興会、デザインセンター等が行なうデザイン振興事業(情報収集、調査、試作研究、指導等)について振興機関との意見交換を通じ、各振興事業の効果的推進を図る。
- (4) 振興事業の助成に関し、本会が政府等に強力に働きかける。

二、産業デザイン発展のための基盤の強化に関する事業

産業デザイン発展の基盤たる企業体制、人的、技術的体制の強化、改善をはかるための基本的事項を、政府、日本貿易振興会等と協力し、調査、分析し、またこれがために必要な事業を行なう。

(例)

- (1) わが国のデザインに関する企業体制の改善に資するための内外の企業体制の調査、分析、普及を行なう。
- (2) デザインに関する人的諸問題の改善に関する事業(デザイン教育に関する要望、デザイン関係部門の管理政策、社内外のデザイナーの研修対策、デザイナーの社外または国外流出対策など)を推進する。
- (3) デザイン研究体制の整備に関し、検討、推進する。
- (4) 新材料、新メカニック等の出現に伴うデザイン手法の改善に関する研究およびその成果の普及をはかる。

三、関係各界のコミュニケーションの改善

生産業者、販売業者、デザイナー、消費者等の関係各界の相互啓発および協力を改善、強化するため、研究会、懇談会等を積極的に開催する。

四、わが国のデザイン水準を上げるための全国的事業

わが国のデザイン水準を上げるための全国的事業を行なう。

(例)

- (1) Gマーク商品の選定事業
Gマーク商品選定事業は、わが国のデザイン水準上げを図るため大きな役割を果しつつあるが、これを組織的、かつ、より実情に即したものにすることを推進する。以上のため、委員会を設け、関係業界団体等の実情をより反映し易くするほか、関係機関と協調のもとに、申請等の手続面での便宜の供与、選定商品のPR事業を行なう。
- (2) 日本輸出デザイン展
わが国の唯一の総合デザイン展である日本輸出デザイン展について、規模の拡大、充実を図るため、本会において組織的運営を推進する。以上のため、関係機関と協調のもとに出品事務、宣伝事務等を行なう。

五、優秀デザイン商品の育成、輸出を推進するための全国的事業

わが国の優秀デザイン商品の育成および海外進出を目的とする全国的事業を推進する。

(例)

- (1) 日本優秀デザイン商品輸出推進事業(優事業)
政府、他方公共団体、日本貿易振興会等と協力し、優秀デザイン商品の発掘、指導、海外への紹介事業を推進する。以上のため、委員会を設け推進するほか、関係機関と協力して、対象企業、商品の申請受付の手続き等を行なう。
- (2) デザイナーと企業との結びつけの推進事業
企業のデザイン技術向上のため、適格なデザイナーを合理的な条件で企業に結びつける必要があるため、このための関係資料の整備、あっせん等を行なう。なお、この資料は、デザインセンター、地方の関係機関等にも配布し、これらの機関がデザイナーのあっせんを行なうようにする。

七、情報収集、調査事業

政府、日本貿易振興会その他の協力を得て、前掲二のための調査等のほか、産業・企業等のデザイン戦略上、関心度の高い情報の収集、調査を行ない、その結果を資料(定期または臨時刊行物)、講演会等により、関係団体、賛助会員に普及、徹底を図る。

(例)

- (1) 日本または諸外国のデザイン政策、情報(政府、日本貿易振興会の協力を得る)
- (2) 日本および諸外国の主要デザイン界の動向
- (3) デザインの素材についての基礎資料(例、主要市場の色彩動向)の調査
- (4) デザインの新しい開発理論等

八、国際的活動

日本を代表する総合デザイン機関として、日本産業デザインの発展のための国際事業、国際活動等を行なう。

(例)

- (1) 国際会議
世界的視野に立ってデザインに関する各国の政策動向をわが国にとり入れるため、国際会議に参加し、その開催に協力し、または開催する。
- (2) 国際デザインコンクール
世界的規模において、デザインの向上、発展等を促進するため、国際デザインコンクールの開催に協力し、または開催する。
- (3) 国際機関との情報交換
- (4) 日本産業デザインの宣伝

九、デザインの保護に関する事業

デザインの盗用は、産業デザインの健全な発展を阻害するので、デザインの保護活動を積極的に進める。

(例)

- (1) 海外における日本デザインの盗用防止
最近、東南アジアのみならず、先進諸国における日本デザイン盗用問題が増加する傾向があり、日本商品の輸出障害となりつつあるが、これを共同して国際的規模で防止する方法(調査団の派遣、国際会議の開催、国際協定の締結等)の検討および推進を図る。
- (2) 国内におけるデザインの盗用防止
現在、デザイン競争の激化に伴い、多くの分野で商標法、意匠法を無視してデザイン模倣が行なわれているので、善良なデザイナー開発者が保護されるような方法の検討および推進を図る。

十、デザイン振興施設の運営

本会の目的をより効果的に進めるために必要な施設を設置し、運営する。

(例)

- (1) 常設展示館の設置
- (2) デザインに関する情報資料センターの設置
- (3) デザイン研究機関の設置

十一、その他

関係振興機関との協調のもとに、本会において実施することを適当とする研修事業、相談事業、一流国際人の交流事業等を行なう。

(以上)